

新潟県立佐渡高等学校 相川分校 いじめ防止基本方針 【令和6年4月改定】

全ての教職員が、「いじめほどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめを決して見逃さない、許さない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ等防止委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関と連携しながら、「いじめを見逃さない、許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動とおした未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。また、重大事態が発生した場合は、県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、連携しながら対処する。

0 体制・定義

(1) 組織的な対応

- いじめ等防止委員会を組織し、様々な教育活動とおして、未然防止対策をおこなうとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、組織的な対応力の向上を目指す。

(2) 定義

【いじめの定義】

いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

【いじめ類似行為の定義】

いじめ類似行為とは、県条例第2条2項で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

1 発達支持的生徒指導

生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ

(3) 豊かな心の育成、道徳性の向上、自己肯定感の高揚

- 生徒一人一人が、意欲をもって教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」を充実させる。多様性を認めあい、過度な均質化を求めない雰囲気醸成する。集団としての凝集性・帰属意識を高めつつも個性発揮を萎縮させてしまう同調圧力には転じさせない。
- 全ての教育活動を通じて、「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。集団活動において、生徒一人一人が主体的・協働的に取り組み、その過程・成果を他者に認められ、他者に役立つという実感できる機会を設ける。

2 課題未然防止教育

道徳や学級活動・HR活動等における生徒主体のいじめ防止の取組の実施

(4) いじめの未然防止

- 「いじめの起こらない学校づくり」として、全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動を組織的かつ計画的な指導に努める。
- 生徒間で、対等で自由な人間関係が築かれるように、一人一人が意欲をもって取り組み、認められたり、応援されたりしていると感じられる場（HR活動・部活動等）や機会（学校行事・課外活動等）を充実させる。
- インターネット等の情報機器の適切な使い方について指導する。
- 生徒が「困った、助けて」といった援助希求を表出しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、「困った」を受け止め受容・傾聴してくれると信頼される教職員・職員集団となるよう、職員研修により研鑽を重ねる。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

3 課題早期発見対応

いじめの予兆の発見と迅速な対応（アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害者の安全確保等）

(5)いじめの早期発見に向けて

【認識】

- いじめを軽視したり、隠したりすることなくいじめの積極的な認知に努める。
「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- 日頃から、生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

【手立て】

- 定期的なアンケートや教育相談を実施し、生徒がいじめを相談しやすい体制をつくり、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- 日頃から保護者にも十分理解され信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに相談・通報窓口の明確化や周知することにより、相談しやすい体制を整える。
- 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、その特性を適切に理解した上で指導に当たる。

4 困難課題対応的生徒指導

いじめ解消に向けた組織的な指導・援助（対策組織による被害生徒ケア、加害生徒指導、関係修復等）

(6)いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- いじめを受けたとされる生徒の聞き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況を客観的に確認する。
- 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。
- いじめに当たると認知した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対応も可能である。

(7)学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

- 学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全ての同組織に報告・相談をする。
- 記録は5年間保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

(8)いじめの早期解決

- いじめを受けた生徒や知らせてきた生徒の安全を第一に確保する。
- いじめの対処にあたっては、いじめを受けた生徒やその保護者の立場に立って対応する。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせた上で、佐高PRIDE委員会を中核として、組織的かつ継続的に対応する。
- いじめを行った生徒については、行為の善悪を理解させ、二度といじめを行うことのないよう、厳しく指導する。
- 関係の保護者に対して、学校として説明責任を果たし、学校と保護者が連携・協力して、いじめの解決に向け取り組む。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。

(9)いじめへの対処

- いじめを受けた生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。
- いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力を得て、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを持てるよう指導する。
- 特に、双方の保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

【いじめが「解消している」状態】

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。なお、いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を判断する。

- ①いじめに係わる行為が止んでいること。少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

(9)重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合は、直ちに調査を実施し、その結果を県教育委員会へ報告する。また、所管警察署等に通報し、適切な援助を求める。
- 所轄警察署など関係機関に通報し援助を求めるとともに、県教育委員会と連携して外部専門家の協力を得ながら、組織的に対応する。
- いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。